

第 4 章

開発許可関係申請手数料

第4章 開発許可関係申請手数料

開発許可に関する申請手数料は、延岡市手数料条例に規定されており、次の表のとおりとなっています。なお、現金での納入となります。

申請の内容	区 域 の 規 模 等	手 数 料 の 額 （ 円 ）		
		自己の居住の用に供する建築物	自己の業務用に供する建築物等	そ の 他
法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可	0.1ha未満	8,600	13,000	86,000
	0.1ha以上0.3ha未満	22,000	30,000	130,000
	0.3ha以上0.6ha未満	43,000	65,000	190,000
	0.6ha以上1.0ha未満	86,000	120,000	260,000
	1.0ha以上3.0ha未満	130,000	200,000	390,000
	3.0ha以上6.0ha未満	170,000	270,000	510,000
	6.0ha以上10.0ha未満	220,000	340,000	660,000
	10.0ha以上	300,000	480,000	870,000
法第35条の2に規定する開発行為の変更許可	① 設計の変更（②を除く）	開発行為の手数料×1/10		左欄該当する項目の額を合算した額 ※87万円以内
	② 新たな区域の編入	増加面積に応じた開発行為手数料		
	③ その他の変更	10,000		
法第41条第2項ただし書の建築物の特例建築（第35条の2第4項含む）		46,000		
法第42条第1項ただし書の予定建築物以外の建築		26,000		
法第43条第1項の建築物の建築	0.1ha未満	6,900		
	0.1ha以上0.3ha未満	18,000		
	0.3ha以上0.6ha未満	39,000		
	0.6ha以上1.0ha未満	69,000		
	1.0ha以上	97,000		
法第45条の地位承継	1.0ha未満	1,700	17,000	
	1.0ha以上	2,700		
法第47条の開発登録簿写し公布	用紙1枚につき	470		
その他証明		300		